

平成30年（2018年）4月採用

姫路市 食肉衛生検査センター
非常勤嘱託員（獣医師）募集案内



姫路市イメージキャラクター
「しろまるひめ」

- 申込期間 平成30年1月15日（月）
～平成30年2月28日（水）（土曜、日曜、祝日を除く）
- 申込先 姫路市保健所 食肉衛生検査センター
〒670-8530 姫路市坂田町3番地 保健所5階
電話番号 079（223）2228
電子メール tochiku-kensa@city.himeji.lg.jp

採用予定人数・職務内容

採用予定人数	職務内容
数名程度	・姫路市食肉衛生検査センターが行うと畜検査業務（食肉衛生検査業務） ・上記に付随する精密検査及び事務など

採用予定日

平成30年4月1日（勤務初日は4月2日の予定です）

申込資格

■ 資格要件

獣医師の免許を有する人（経験は問いません）

■ 次に該当する人は、申し込みできません。

地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人

※ 欠格条項

- (1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 姫路市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

申込手続

■ 必要書類

申込書	所定のもの（本人により記入し、写真を貼ること。）
-----	--------------------------

- 注1 上記申込書に必要事項を記入し、下記受付期間内に**姫路市保健所食肉衛生検査センター（保健所5階）まで持参または郵送してください。ただし、郵送の場合は、下記の申し込み期間内に必着とします。**申込書は食肉衛生検査センターで配布するほか、「姫路市ホームページ」からダウンロードできます。なお、申込書は返却いたしません。
- 2 写真（縦 4.5 cm×横 3.5 cm、上半身無帽、正面、申込前3月以内に撮影したもの）を上記の申込書に貼って提出してください。
 - 3 申込書を姫路市ホームページからダウンロードした場合は、**白色でA4サイズの上質紙に印刷し、申込者により記入の上、写真を貼ってください。**
 - 4 記載事項に不正があると、採用決定後であっても、採用を取り消す場合があります。
 - 5 申込書のダウンロードは、姫路市ホームページ：<http://www.city.himeji.lg.jp/>にアクセスし、「人材募集」で検索してください。

■ 申込期間・申込先

申込期間	平成30年1月15日（月）から平成30年2月28日（水）まで （※土・日曜日、祝日を除く）
申込時間	午前9時から午後5時まで

申込先	〒670-8530 姫路市坂田町3番地 保健所5階 姫路市保健所 食肉衛生検査センター (TEL079-223-2228)
-----	---

面接・結果通知

■ 面接日時

面接日時は申込者に連絡しますので、所定の日時に面接会場へお越しください。

■ 面接会場

姫路市保健所内 会議室 (姫路市坂田町3番地 TEL079-223-2228)

■ 面接当日に持参するもの

- 1 獣医師免許 (原本に限る)
- 2 筆記用具

■ 選考及び結果通知

書類選考及び面接によって、採用の可否を決定します。
結果は平成30年(2018年)3月中旬に通知します。

勤務条件等

■ 身分

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員として任用されます。

■ 勤務日

1週間当たり30時間勤務(おおむね1日6時間勤務の1週5日勤務)。
※月～金曜日の勤務を基本としますが、業務の都合により、土曜日・祝日に出勤していただく場合があります。その場合は代休を取っていただくことになります。

■ 勤務時間

午前7時15分から午後2時15分 (休憩時間は指定する1時間)
食肉衛生検査センターの業務時間は、午前7時15分から午後5時20分までです。そのため、状況により上記の勤務時間以外の時間帯に勤務していただくこともあります。
※市の業務を最優先として職務に専念していただくこととなりますが、割り当てられた勤務時間外の時間帯に他の事業所等の業務に従事(兼業)することは可能です。(ただし、事前に許可が必要となります。)

■ 休日

勤務を要しない土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

■ 勤務場所

姫路市食肉衛生検査センター(姫路市坂田町3番地)に出勤し、管内食肉センター(と畜場)に出向きと畜検査業務を行う。

■ 報酬

月額235,000円程度に、姫路市の規定による通勤手当相当額を加算します。

■ 年次有給休暇

任用の初日に10日の年次有給休暇を付与します。任用が更新される場合、2年目は11日付与します。

■ 任用期間

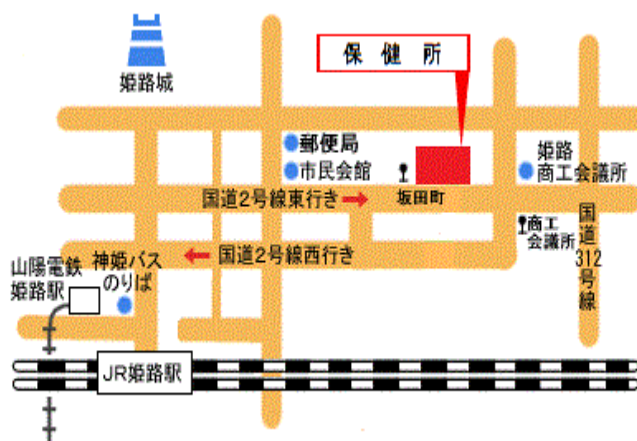
平成30年（2018年）4月1日から平成31年（2019年）3月31日まで。

ただし、勤務成績が良好な場合は、本市の規定に基づき、任用更新（1年更新を1回）する場合があります。（地方公務員法の改正により、平成32年4月以降は、会計年度任用職員に身分を変更して引き続き雇用する場合があります。）

■ 社会保険等

協会けんぽ、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険に加入します。

申込場所・面接会場



●バスを利用する場合

神姫バスの姫路駅北バスターミナルから、
●「別所駅」「鹿島神社」「夕陽ヶ丘」行き、「坂田町」下車
●「日出町」行き、「商工会議所前」下車

●徒歩の場合

JR 姫路駅、山陽電車姫路駅より北東へ約1km
約15分

※姫路市保健所は、国道2号線東行き沿い、
姫路商工会議所の西にあります。